2　この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の制限又は条件を付けることができる。

一　操業区域中ロシア連邦の最大低潮時海岸線から沖合三十二海里以内の海域においては、操業してはならない。

二　指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号。以下「指定漁業省令」という。）第十六条第一項に規定する許可番号の表示については、船体の両側面の許可番号の各文字及び数字につき、六十センチメートル四方以上の大きさで空中及び洋上から明瞭に識別できるように表示しなければならない。

三　操業区域中排他的経済水域及び大陸棚に関する法律（平成八年法律第七十四号）第一条第二項に規定する排他的経済水域においては、操業してはならない。

四　船長は、水産庁長官が別に定めるところにより、操業状況等を水産庁長官に報告しなければならない。

五　漁業者が押印し、又は署名した魚倉配置図（各魚倉の容積、長さ、幅及び高さを記入し、魚倉のみの配置を示したもの）を船舶内に備え付けておかなければならない。

六　漁獲重量を測定するために必要なはかりを船舶内に備え付けておかなければならない。

七　流し網の両端部に浮標を付け、かつ、当該浮標に船名及び指定漁業省令第六十四条に規定する許可番号を表示しなければならない。

八　航行する期間中は、ＶＨＦ十六チャンネルを常に受信しなければならない。

九　操業し、又は航行する期間中は、衛星船位測定送信機を常時作動させなければならない。

十　漁網を海中に投棄してはならない。

十一　漁業監督官から漁獲重量の検査を受けることを求められた場合には、これを拒んではならない。

十二　漁業監督官がその職務を行う上で必要があると認めてする指示に従わなければならない。

十三　公海上又はロシア二百海里水域内で、さけ・ます漁業に関する国際協定等の締約国の正当な権限を有する公務員又はロシア連邦の正当な権限を有する公務員（以下「外国公務員等」という。）から臨検の目的で乗船を求められた場合には、これを拒んではならない。

十四　外国公務員等から拿捕された場合において、陸揚港において漁業監督官又は海上保安官（以下「漁業監督官等」という。）の下に出頭するよう指示を受けたときは、その指示に従わなければならない。

十五　前号の場合においては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

イ　漁具に付された封印を除去しないこと。

ロ　陸揚港において漁業監督官等の下に出頭するまで、操業しないこと。

ハ　漁業監督官等の下に出頭したときは、速やかに、拿捕の際に作成された検査調書を当該漁業監督官等に提出すること。

十六　船長は、外国公務員等が安全に乗下船できるように、適当な方法を講じなければならない。

十七　ロシア連邦の発給する許可証（以下「ロシア連邦の許可証」という。）により操業の対象として認められているさけ・ます類以外の水産動植物を採捕してはならない。これらの水産動植物を偶然に採捕した場合には、速やかにこれを海中に戻さなければならない。

十八　ロシア連邦により使用を認められていない漁具又は漁ろう装置を漁獲に容易に使用できないよう格納し、又は収納しなければならない。

十九　前二号に定めるもののほか、ロシア連邦の許可証に記載された漁獲割当量、漁具、操業期間等に係る操業条件及び外国漁船の操業に関する規則その他のロシア連邦の法令を遵守しなければならない。

○農林水産省告示第八百五十八号

独立行政法人農業者年金基金法施行令（平成十五年政令第三百四十三号）第一条第一項第二号及び第二項並びに第四条第二号の規定に基づき、平成十五年九月三十日農林水産省告示第千五百二十七号（独立行政法人農業者年金基金法施行令第一条第二項の農林水産大臣が定める予定利率等を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から施行する。

平成二十四年三月三十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一中「一・四〇パーセント」を「一・三五パーセント」に改める。

別表第二及び別表第四を次のように改める。

別表第三

年齢	性別		年齢	性別	
	男子	女子		男子	女子
20歳	44.16009	45.98900	43歳	33.29020	35.76447
21歳	43.75267	45.60583	44歳	32.74096	35.24737
22歳	43.33986	45.21761	45歳	32.18505	34.72376
23歳	42.92156	44.82421	46歳	31.62245	34.19366
24歳	42.49767	44.42556	47歳	31.05321	33.65712
25歳	42.06812	44.02156	48歳	30.47719	33.11401
26歳	41.63279	43.61211	49歳	29.89442	32.56440
27歳	41.19165	43.19716	50歳	29.30494	32.00838
28歳	40.74460	42.77667	51歳	28.70897	31.44582
29歳	40.29162	42.35053	52歳	28.10666	30.87687
30歳	39.83259	41.91877	53歳	27.49834	30.30150
31歳	39.36745	41.48137	54歳	26.88385	29.71972
32歳	38.89618	41.03814	55歳	26.26328	29.13143
33歳	38.41872	40.58908	56歳	25.63679	28.53680
34歳	37.93496	40.13415	57歳	25.00475	27.93581
35歳	37.44490	39.67323	58歳	24.36732	27.32841
36歳	36.94845	39.20636	59歳	23.72455	26.71450
37歳	36.44556	38.73341	60歳	23.07661	26.09396
38歳	35.93618	38.25424	61歳	22.42348	25.46673
39歳	35.42024	37.76895	62歳	21.76499	24.83280
40歳	34.89771	37.27735	63歳	21.10147	24.19247
41歳	34.36852	36.77942	64歳	20.43326	23.54612
42歳	33.83271	36.27515	65歳	19.76075	22.89402

別表第四

年齢	性別		年齢	性別	
	男子	女子		男子	女子
60歳	21.27352	25.32707	89歳	6.14711	7.78279
61歳	20.70473	24.73618	90歳	5.77973	7.29017
62歳	20.13348	24.13926	91歳	5.43462	6.81675